

第3章 前期基本計画(2025-2029)

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

- 施策の柱1 こども・子育て支援の充実
- 施策の柱2 健康長寿を支える環境整備
- 施策の柱3 生涯を通じた教育環境の充実
- 施策の柱4 地域文化・スポーツの振興

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

- 施策の柱5 農林業の継続に向けた環境整備
- 施策の柱6 地場産業の振興
- 施策の柱7 観光むらづくりの推進
- 施策の柱8 生活環境の整備

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

- 施策の柱9 防災・安全対策
- 施策の柱10 交通・通信体系の整備等
- 施策の柱11 地域の自立促進
- 施策の柱12 効率的な行財政運営

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり



施策の柱1 こども・子育て支援の充実

1-1 地域でこどもを育てる環境づくり

【現状と課題】

本村では、「東峰村次世代育成支援行動計画及び第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画」に基づき計画的に次世代育成支援対策等の取り組みを進めてきました。

社会環境の変化や本村のこどもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みを更に効果的にかつ総合的に推進することが求められています。

そこで、令和4年6月に成立した「こども基本法」に基づき、従来の計画に「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「東峰村こども計画」を令和7年3月に策定しました。今後は、同計画に基づきこどもの権利※の保障などの施策を推進していく必要があります。

また、保健・医療の充実、男女共同参画社会の推進などにより、子育てしやすい地域・職場・家庭環境づくりを進め、地域社会が子育てを担う体制づくりを進める必要があります。

※こどもの権利：こどもが生まれながらに持つ権利のことで、「こどもの命が守られ成長できること」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」、「差別の禁止」という4つの原則で表される。

【事業】

(1) こどもの権利の保障

- ① こどもの権利の周知
- ② こども・若者の意見の尊重や参画の促進

(2) 子育て活動の推進

- ① 「東峰村こども計画」に基づく子育て支援の推進
- ② 自然環境を活かしたこどものための遊び場や親子の交流の場づくり
- ③ 住民による子育て支援への理解促進
- ④ 地域行事等を通じた世代間交流の促進

(3) こども・子育てに関する意識啓発

- ① 出産や育児に対する理解推進
- ② 男女共同参画の促進

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱1 こども・子育て支援の充実

1-2 母子保健活動の推進

【現状と課題】

保健師及び看護師が母子健康手帳交付後に全妊婦に対し家庭訪問を行い、妊娠・出産に関する知識や心構えについて啓発するとともに、妊娠中の母体や胎児及び出生後の乳児の健康管理などの保健指導を行っています。

また、①こどもの健やかな発育・発達を支援すること、②疾病の発症・流行を予防することを目的として保健師等による産後2か月児訪問・乳幼児健診・定期予防接種等を実施しています。

その他、臨床心理士による子育て相談会を開催し、子育てに関する悩みのアドバイス、発達障害等のスクリーニングや相談などにも対応しています。また、随時、保健師・看護師及び管理栄養士による母子の健康相談・保健指導も実施しています。

引き続き、母子の健康確保に向けて各種相談・健診の充実や受診率向上への働きかけを推進し、妊婦前から妊娠期、産前産後期、乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保を図る必要があります。

【事業】

(1) 相談・健診体制の充実

- ①医療機関等との連携による妊娠から出産、子育てに関する相談体制の充実
- ②健康相談や健康診査体制の充実
- ③臨床心理士・保健師・管理栄養士等が参加する相談会の実施

1-3 子育て支援体制の充実

【現状と課題】

本村においては、急速に少子化が進んでおり、子育て支援及び保育サービスの充実に向けた取り組みを実施しています。

必要な支援が特定の年齢で途切れることのないよう、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、ライフステージに応じた切れ目のない支援をしていく必要があります。

また、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、こどもと向き合える環境づくりが求められており、今後一層、公的サービスとしての子育て支援体制の充実を図る必要があります。

【事業】

(1) 切れ目のない支援の実施

- ①こども家庭センターの相談支援の充実
- ②一人ひとりのライフステージに寄り添ったきめ細かな支援の充実
- ③子育てに関する情報提供の充実
- ④子育て家族への支援

(2) 子育てに関する負担の軽減

- ①保育料・副食費の無償化
- ②こども医療費の無償化

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱2 健康長寿を支える環境整備

2-1 生涯を支える健康づくり・医療体制の充実

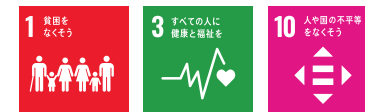
【現状と課題】

生涯現役に向けて、予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、個々人の顔の見える健康づくりを推進するとともに、これらの活動により医療費の適正化を図る必要があります。

本村の医療機関は、小石原地区の東峰村立診療所、小石原鼓地区及び福井地区に私立の歯科医院があります。このうち、東峰村立診療所はへき地診療所として位置づけられていますが、令和6年度までに小石原鼓・宝珠山診療所の2施設が閉鎖されたことから、地域医療のあり方についての検討が必要です。

高度な医療は、朝倉医師会病院が地域の医療拠点病院として対応しています。救急医療は、甘木朝倉消防署東出張所や東部分署に救急車を配備して、日田市の総合病院までが30分程、朝倉医師会病院までが40分程で到着できる体制が整っています。

将来的な課題として地域住民の健診結果や、病名、処方された薬などの情報を管理して、保健・福祉・医療の総合的なネットワークづくりを進める必要があります。



【事業】

(1) 健康づくりと予防医療の充実

- ①健康増進計画の策定
- ②健康診査の実施や健康管理システムの活用による予防医療の推進
- ③地域に根ざした健康づくり活動の推進

(2) 診療体制の充実

- ①東峰村立診療所における医療従事者の確保
- ②朝倉医師会病院を核とした東峰村立診療所との連携による高度医療や診療体制の充実
- ③往診、訪問診療等の推進
- ④診療所の移設・改修等
- ⑤へき地拠点病院(飯塚市立病院)との連携

(3) 救急医療体制の充実

- ①広域的な救急医療体制の充実

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- ①複合的な課題に対する総合相談窓口の充実
- ②健康診査結果や受診履歴等、保健医療情報ネットワークへの対応
- ③相談を包括的に受け止め、その場で専門職による個別支援が行われる包括的な支援体制の拡充

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 2 健康長寿を支える環境整備

2-2 地域福祉の推進

【現状と課題】

本村では、令和5年度に「第3次東峰村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、過去の災害を踏まえながら、村民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、家族だけではなく、地域に暮らす住民同士のつながりを大切にし、お互いを支え合い、助け合いながら地域を共に創っていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。

今後もこの計画を推進するとともに、計画と連携した東峰村社会福祉協議会の地域福祉活動を推進する必要があります。

また、民生委員・児童委員の活動を支援し、地域の社会福祉委員などの世話人、ボランティアなどの人材の育成や、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援などの相互連携を進め、行政・医療機関・福祉法人・団体など多様な組織の参加と住民との連携による地域福祉を進める必要があります。

【事業】

(1) 地域福祉計画の推進

- ①地域福祉計画の策定と施策の推進
- ②社会福祉協議会や社会福祉法人、団体等の連携による地域福祉の推進
- ③民生委員・児童委員の活動支援、地域の世話人、ボランティア等の人材育成
- ④地域福祉拠点の充実・活用

(2) 地域福祉活動の推進

- ①地域福祉活動計画に基づく施策の推進

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱2 健康長寿を支える環境整備

2-3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本村の65歳以上の人口は846人(令和7年3月末日現在)で高齢化率は48.4%に達しています。また、令和7年には団塊の世代が75歳以上、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

本村では、令和5年度に「東峰村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービスの基盤整備に取り組んでいます。

引き続き、介護サービスの基盤整備に取り組むとともに、地域の実情に応じて「地域包括ケアシステム※」の深化・推進を図り高齢者が住み慣れた地域で、健やかに暮らせるむらづくりを推進していく必要があります。

また、高齢者の自立と知識や技能を活かした多様な社会参加を促進し、生きがいを持って活躍できる元気な高齢者が住むむらづくりが求められています。

自らが移動手段を持たない高齢者等に向けては、外出支援・のーと(乗合タクシー)などのサービス提供体制の充実を図る必要があります。

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい、医療、介護、生活支援が包括的に提供するための体制のこと。

【事業】

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ①在宅医療・介護の連携
- ②地域ケア会議の推進
- ③認知症施策の推進

(2) 地域支援事業の実施

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ②地域包括支援センターの充実
- ③生活支援サービスの充実
- ④任意事業の充実(配食、外出、買物、家事サービス等の提供)

(3) 在宅介護支援の推進

- ①家族介護者等への支援充実
- ②ホームヘルパー等の人材育成・確保

(4) 自立と社会参加の促進

- ①高齢者の社会参加や就業の促進に向けた意識づくり
- ②高齢者の交流機会や活動の場の確保と情報提供の推進

施策の柱2 健康長寿を支える環境整備

2-4 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

本村では、令和6年12月現在で身体障害者手帳所持者が130名、療育手帳所持者が30名、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が24名程度みられます。

国の障がい保健福祉施策は、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)が施行されました。

本村では、平成28年度に「第2次東峰村障がい者計画」、令和5年度に「第7期東峰村障がい福祉計画」、「第3期東峰村障がい児福祉計画」の策定を行い、障害者総合支援法に基づいて障がい福祉サービスの提供を行っています。

引き続き、サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるように取り組むとともに、障がい者等の権利擁護を推進していく必要があります。

【事業】

(1) 計画的な障がい者施策の推進

- ①障がい者(児)を支えるネットワーク体制の充実
- ②公共空間のバリアフリー化の推進
- ③東峰村障がい者計画・障がい福祉計画の見直し

(2) 障がい福祉サービス等の提供確保

- ①医療・福祉サービスの充実
- ②障がい児への教育、就労支援の充実
- ③障がい福祉サービスの提供確保
- ④地域生活支援事業等の提供確保

(3) 障がい者等の権利擁護

- ①権利擁護、啓発・広報活動

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱3 生涯を通じた教育環境の充実

3-1 幼児・学校教育の充実

【現状と課題】

本村は、小中一貫校として東峰学園があり、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育目標のもとに教育活動を展開しています。

東峰学園の9年間において、これからの予測不能な未来を生き抜くための確かな学力、豊かな人間性、たくましい体力と健康を育んでいく教育活動の充実を図り、学校が家庭や地域と連携協力して、こどもたちが生き生きと主体的に学ぶことができる学校づくりを推進していく必要があります。

また、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、東峰学園との接続を視野に入れた0歳から15歳までを見通した教育の推進を図るとともに、保育所(園)における保育の充実も一層重要となります。そのためにも学校運営協議会を核に地域に開かれた学校、保育所(園)の連携及び教育活動、保育活動の充実・発展に取り組んでいく必要があります。

さらに、学校、保育所(園)施設の機能の充実を図るとともに、スクールバスの安全運行と通学路の自動車交通からの安全の確保を継続する必要があります。



【事業】

(1) 魅力的な保育・教育環境の整備

- ①保育施設の維持・整備
- ②東峰学園の円滑な運営の支援、保・小中一貫教育による15年間を見通した教育の推進
- ③教育環境の計画的な整備と美しく安全・安心な学校づくりの推進

(2) 学校・家庭・地域と連携した教育の推進

- ①家庭や地域との緊密な連携による開かれた東峰学園づくりの推進
- ②学校・家庭との連携による家庭学習の定着
- ③学びの場の拡充等に向けた関係諸機関・団体との連携強化

(3) 確かな学力と豊かな心の育成

- ①東峰村ならではの特色ある教育課程の編成・実施・評価
- ②児童生徒の体験活動や交流活動の促進
- ③情報化の進展に対応した情報活用能力の育成
- ④国際化に対応した教育及び英語によるコミュニケーション能力の向上

(4) 個々の児童生徒を伸ばす教育活動の充実

- ①相談体制の充実
- ②キャリア教育の充実

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱3 生涯を通じた教育環境の充実

3-1 幼児・学校教育の充実

【事業】

(5) 心身ともに健やかな児童生徒を育成する健康教育の推進

- ①健康教育の教育課程への位置づけと充実
- ②食育の推進と充実
- ③健康・体力づくりの推進

(6) 特別支援教育の充実

- ①特別支援教育についての理解促進と適切な運用
- ②特別支援学級の適切な運営と一層の充実

(7) 学校図書館機能の充実

- ①全校・学級での日常的・継続的な読書センターとしての機能の充実
- ②学校図書館の学習センター・情報センターとしての機能の充実

(8) 人権・同和教育の推進

- ①教育活動全領域における人権・同和教育の推進
- ②ユニバーサルデザイン、共生社会の視点を活かした授業づくり

(9) 通学時の安全の確保

- ①スクールバスの安全運行
- ②交通安全教室の実施等自動車交通からの安全の確保
- ③防犯教室の実施等犯罪からの安全性確保



*イラストはイメージです。

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱3 生涯を通じた教育環境の充実

3-2 生涯学習の推進

【現状と課題】

教育基本法第3条の生涯学習の理念は、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされています。

生涯学習は、幼児期・児童期・青少年期・成人期・壮年期・老年期といったライフステージの中で行われ、学校や社会の中の組織的な活動ばかりではなく、文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・趣味などの様々な活動において取り組まれます。また、生涯学習によって個人の考え方や感情が豊かになり、人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。

このように、自己を高める生涯学習は、村を創造していく活動につながり、むらづくりの原動力にもなります。このため、住民と公民館・学校・ボランティア団体・行政などが連携し、機能の集約・分担による生涯学習機能の充実を図る必要があります。地域人材の活用にあたっては、人材情報や学習プログラムの登録により、一元的な情報提供体制の構築を図る必要があります。

青少年の育成においては、人材育成機会の提供や多様な社会参加の機会の提供により、地域に根ざした健全育成活動を促進する必要があります。

【事業】

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- ①公民館活動の活性化、村民に広く学習の機会や場の提供
- ②家庭・学校・地域の連携を深める事業の実施

(2) 公民館活動の充実

- ①年齢や性別に捉われない幅広い内容の講座の開催
- ②自治公民館及び地区の親子活動の支援
- ③一館一運動など地域の特色を生かした自主的活動の支援
- ④青年団など社会教育団体の活動支援

(3) 村の施設の有効活用

- ①いずみ館・いぶき館・喜楽来館などとの連携による有効活用
- ②生涯学習対応の情報機器が活用できる学習の場の提供
- ③公民館図書の充実

(4) 青少年の健全育成

- ①青少年育成村民会議の充実
- ②子ども館の効果的な活用
- ③青少年期における体験・奉仕活動等の推進

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱3 生涯を通じた教育環境の充実

3-3 人権・同和教育、啓発の推進

【現状と課題】

現在、人権について様々な取り組みを行っています。今後も継続的にすべての人が互いの人権を尊重し、ともに支えあう差別や偏見のない明るい社会を実現するため、平成27年度に開設した朝倉地域人権啓発情報センターと連携し、人権問題についての正しい理解と認識を深めるための多様な学習機会の充実を図り、人権教育・啓発への取り組みを推進する必要があります。

近年では児童虐待が増加するとともに、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題が発生しています。また、LGBTQ※1に代表されるように性的指向及びジェンダーアイデンティティ※2の多様性に寛容な社会の実現が求められており、一人ひとりの人権意識を更に高める必要があります。

「男女共同参画社会基本法第2条」に男女共同参画社会は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。その実現に向けて、男女共同参画社会についての教育や啓発を更に推進する必要があります。

※1 LGBTQ：Lesbian(レズビアン：女性で女性が好きな人)、Gay(ゲイ：男性で男性が好きな人)、Bisexual(バイセクシュアル：男性と女性どちらの性も好きになる人) Transgender(トランスジェンダー：生まれたときに割りあてられた性とは違う性を自認している人)、Questioning/Queer(クエスチョニング/クィア：自分の性のあり方が分からない、決めていない人)の頭文字を取ったもの。性的マイノリティーを表す総称の1つで、性的指向や性自認に関することを表現する。

※2 ジェンダーアイデンティティ：自身の属する性別に関する意識のこと。

【事業】

(1) 人権・同和教育の推進

①公民館学級・講座の中で人権・同和教育に関する学習の実施

(2) 啓発の推進

①同和問題啓発強調月間、人権週間に研修会等の開催

②人権教育の推進者の人権感覚、人権意識の向上のための研修

(3) 男女共同参画社会の実現

①男女共同参画計画の策定

②男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

③学校・職場・家庭・地域における意識改革の促進

④DVに関する周知・啓発の推進、被害者支援対策

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 4 地域文化・スポーツの振興



4-1 芸術・文化の振興

【現状と課題】

本村の豊富な文化財や伝統芸能の保存・継承とともに、交流事業、生涯学習事業などにおける活用を推進する必要があります。

また、既存教育・文化施設のネットワーク、活動団体のネットワークを構築し、文化・芸能活動の促進、施設の有効利用、地域文化を発信する必要があります。

【事業】

(1) 文化財の保護と活用

- ①文化財の保護と東峰村文化財保護条例による文化財の指定
- ②文化財保護と愛護思想の普及
- ③歴史的遺物や文化財の保存・展示の推進

(2) 芸術文化活動の支援

- ①文化協会の活動支援
- ②文化協会発表会、文化講演会、コンサート等の開催

(3) 地域文化の継承

- ①各集落や地域の文化の継承
- ②各種団体行事や地域の伝統行事の支援
- ③伝統工芸である焼き物文化の継承

4-2 スポーツ・レクリエーションの振興

【現状と課題】

スポーツ・レクリエーションについては、こどもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民による自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援など、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図る必要があります。

【事業】

(1) 生涯スポーツ活動の普及

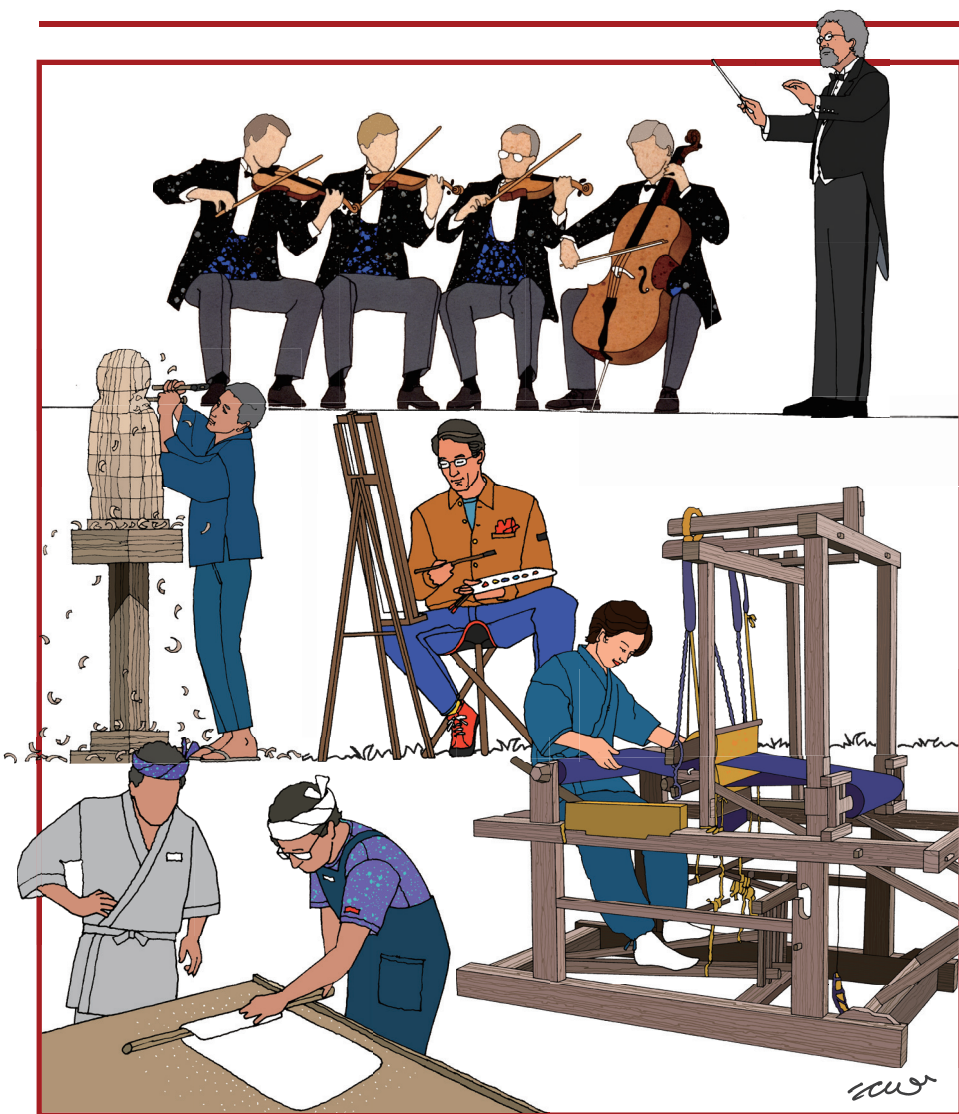
- ①総合型地域スポーツクラブ(らぶすぽ東峰)の組織化・定着化の推進
- ②家族のふれあい・親子で楽しめるプログラムづくり
- ③村民参加によるスポーツ大会(グラウンドゴルフ大会、ビーチボールバレー大会、モルック大会など)の開催

(2) 各スポーツ団体の育成と活動の充実支援

- ①スポーツ少年団(フットサル、陸上など)の活動等支援
- ②一般スポーツ団体(バスケット、バトミントン、ソフトボール、弓道、ゲートボール、フットサルなど)の活動等支援

(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備と利用促進

- ①村民センター、グラウンド等の整備と利用促進



*イラストはイメージです。

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱5 農林業の継続に向けた環境整備

5-1 持続可能な農業体制の確立

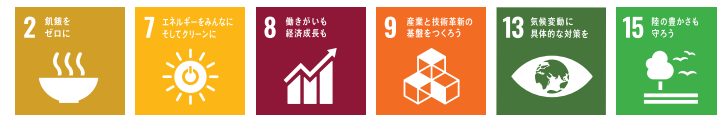
【現状と課題】

国勢調査の結果から平成12年以降の就業者数の推移をみると、全産業で減少傾向にある中、第1次産業の割合も低下しています。また、就業者の平均年齢をみても、第1次産業は67.4歳と、第2次産業の56.4歳、第3次産業の51.4歳と比べても高く、高齢化が進んでいます。

畜産業を含め農業従事者の高齢化や後継者不足により、生産量の減少や、共同作業等が困難となっています。今後は、国のみどりの食料システム戦略に基づきながら、集落営農組合等による農作業の共同化・機械化の推進や新規就農支援(後継者育成)、作物の振興による農家所得の向上などに取り組む必要があります。

また、近年の消費者ニーズの多様化及び環境保全に対する意識の高まりから、JAをはじめとする関係機関と連携し、環境負荷を軽減した農業(有機農業等)を推進する必要があります。

近年、シカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林産物の被害が拡大し、深刻な状況にあります。被害防止のため、隠れ場所となる環境の改善、柵等の防護対策や捕獲による駆除などの対策を講じる必要があります。



【事業】

(1) 営農体制の充実

- ①集落営農組織の育成と営農体制の充実・効率化
- ②農業生産法人の育成と効率的な農業経営の促進
- ③農作業受委託体制と営農支援組織の充実

(2) 担い手の育成・指導体制の充実

- ①認定農業者の育成
- ②後継者や新規就農者の技術研修による担い手育成
- ③IJUターン※者や退職者等の新規就農の促進
- ④試験研究機関やJAとの連携による生産指導体制の充実
- ⑤技術開発や技術研修機会の充実

※IJUターン：Iターンとは、出身地とは別の地方に移住すること、Jターンとは、出身地から一度都市部等へ移住し、出身地とは別の地方に移住すること、Uターンとは、出身地から都市部等へ移住したものが再び出身地に戻ることに。

(3) 多様な農産物の生産振興

- ①地域水田農業ビジョンの策定・更新
- ②米、野菜、果樹、花き等の複合経営の促進
- ③新しい特産品の開発と高収益作物の生産振興
- ④農家の高齢化に対応した軽量な葉物野菜の導入
- ⑤うまい米づくり

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱5 農林業の継続に向けた環境整備

5-1 持続可能な農業体制の確立

【事業】

(4) 有機農業の推進

- ①有機農産物の認証支援
- ②JA筑前あさくらを単位とした取り組みの推進・連携強化
(減農薬・有機JAS※への適合など)

※有機JAS：農薬や化学肥料などの化学物質に頼らずに自然の力を活かして、生産された産物や畜産物等の食品を認証する制度のこと。

(5) 畜産の振興

- ①後継者の育成
- ②有機農業との連携

(6) 有害鳥獣対策の推進

- ①有害鳥獣による被害防止策の充実
- ②有害鳥獣駆除の推進
- ③捕獲した鳥獣肉の多角的な商品化及び販路開拓



*イラストはイメージです。

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5-2 生産基盤の整備

【現状と課題】

平成29年7月九州北部豪雨災害等では、河川の氾濫、土砂災害等により、山林、農地に大きな被害がありました。

早期の復旧・復興のためには、復興計画に基づき、農地、林地、インフラの復旧を図るとともに、農林業の再生に取り組む必要があります。

また、生産性の向上を図るため、農道や耕作道などの整備、良好な農村環境の創出をめざした農村生活基盤の整備を更に推進する必要があります。

【事業】

(1) 農村環境の総合的な整備

- ①機械化営農による省力化と生産性向上を図るための比較的小規模な農地整備の検討
- ②中山間地域の農村活性化を図る共同利用施設・農道・用水・ため池等の総合的な整備
- ③営農組織等による農地の集約と活用
(災害復旧に合わせた遊休農地の管理・活用)

(2) 農道・林道の整備

- ①農道の整備
- ②林道の整備

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5-3 地産地消・6次産業化の推進

【現状と課題】

ファストフードや健康補助食品が日常化する中、生活リズムや健康への関心が高まりつつあります。ゆったりとした暮らしや、その土地の伝統的な食材や食文化を再評価する運動が、各地で取り組まれており、自然豊かな環境で、丹精込めて生産された村の特産品を活かした農業振興が求められています。

販売面では、道の駅等における販促活動、インターネットを活用した通信販売など、多様な農産物の販路を確保し、消費の拡大を図る必要があります。

福岡市や北九州市などの都市部の消費者に対する大規模小売店舗等の食品コーナーにおける農産品PRや、道の駅等における消費者との顔の見える交流を進める中で、農産加工・飲食サービス・販売サービスなど農業に関連する起業化を支援し、農業の6次産業化※を推進する必要があります。

※農業の6次産業化：農産物の生産から加工、販売に至るまでを垂直的に統合した総合産業化

【事業】

（1）地元農産物の地元消費の拡大

- ①地域における地元農産物の販売促進
- ②学校、福祉施設、宿泊施設等での地元農産物を活用した給食・食事等の提供促進

（2）特産品開発・販路開拓の強化

- ①特産品開発施設の整備、拡充
- ②購買意欲の高まるパッケージ、商品コンセプトの研究開発
- ③都市への流通・販売ルートの開拓
- ④東峰村の小さな宝認定品の充実・販売促進

（3）交流型農業の推進

- ①生産者と消費者との交流機会の充実
- ②体験農園制度の整備
- ③農業体験・間伐体験等、農地や森林を活用した交流事業の展開
- ④オーナー制度実施に向けた調査・研究

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5-4 森林の保全・活用

【現状と課題】

林業は、平成29年7月九州北部豪雨災害による被害に加え、木材価格の低迷が続き、また従事者の高齢化が進んでおり、荒廃森林の増加、降雨による土壌の流出などが進行しています。

このため、高性能機械導入による生産コストの削減、林業従事者の確保・育成により、経営が成り立つ人工林の原木生産を進めるとともに、間伐材等の利用促進や地場産材の消費拡大に取り組む必要があります。また、適正な管理が見込めない人工林は、強度間伐で針葉樹と広葉樹の混交林への誘導、広葉樹の植栽により自然林へ移行していく必要があります。

さらに、森林ボランティアなど都市住民との協働による森林保全の推進や、森林空間の保健機能を活かした交流の場・保養の場としての活用も図っていく必要があります。

【事業】

(1) 森林整備の推進

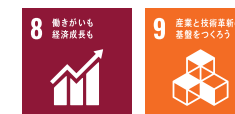
- ① 林地の再生
- ② 強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林への誘導
- ③ 主伐後の広葉樹の植林促進
- ④ 森林保全ボランティア事業の推進

(2) 担い手の育成

- ① 林業体験の推進とIJUターン者の受入
- ② 林業従事者の育成・支援

(3) 森林資源の活用

- ① 間伐材等の利用促進
- ② 地場産材の消費拡大
- ③ 医療・福祉機関等と連携した森林空間の利用検討



施策の柱 6 地場産業の振興

6-1 伝統産業の振興

【現状と課題】

伝統的工芸品である「小石原焼」や「高取焼」といった窯業は、本村を代表する産業であり、村内には40を超える窯元があります。

しかしながら、窯元の高齢化と後継者の育成が大きな課題となっており、今後は、人口減少に伴う後継者不足により、窯元が減少する恐れがあります。現在は、家族経営が中心で、職場と住居が一体となっているため、第三者へ引き継ぐことが難しい状況があります。

また、陶土の確保について、原土はあるものの、国有地や保安林の指定等により掘削ができず、将来的にどう安定供給できるかが課題となっています。

今後も安心して活動できるように、陶土の安定供給に向けた仕組みづくりとともに、職場と住居を分離した環境を整備し、窯業の事業継承がしやすい環境を整える必要があります。

また、窯業を始めとした伝統工芸や地域文化を育成し、観光と連携することにより、新産業の創出をめざす必要があります。

【事業】

(1) 伝統産業の育成・支援

- ①伝統産業の振興支援
- ②新たなブランド化に向けた調査・研究

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 6 地場産業の振興

6-2 雇用の場の維持・創出

【現状と課題】

住民の減少や近郊都市の郊外型大型店舗の進出等により商業・業務活動は厳しい状況にあります。

これまで、国道211号と主要地方道八女香春線との交差点周辺等に商店街が形成されていましたが、閉店している店舗が多くみられます。今後、個人商店の集積による商店街の形成は、商業を取り巻く状況から困難と考えられるため、村の祭り・イベントにおける催しの実施や個々の店舗の情報提供等の支援が求められており、さらなる充実を図る必要があります。

地域経済の基盤である地場産業の振興を図るため、商工会等と連携し地元企業・事業所等に対する情報の提供や各種支援制度の充実などに取り組むほか、地域資源を活かした商品・製品の開発を促進する必要があります。

また、新たな雇用の場の創出に向けて、空き店舗や空き地を民陶むら祭り等の祭事に合わせたイベントや季節に応じた特産品の販売など、本村の特産品の販促の場として活用を図るとともに、地域特性を活かした企業誘致に取り組む必要があります。

【事業】

(1) 地元企業・事業所等の振興

- ①地元企業・事業所等の交流や連携の促進による地場産業の活性化
- ②村の祭り・イベント時の催しの実施
- ③ホームページ等を利用した最新情報の提供
- ④パンフレットやチラシによる地元企業の紹介
- ⑤地域資源を活用した製品開発の促進
- ⑥商工会との連携による中小企業の支援

(2) 新たな雇用の創出

- ①空き家・空き店舗の特産品等の販売所としての活用
- ②企業立地にむけ地域特性を活かした誘致の推進



施策の柱 7 観光むらづくりの推進

7-1 観光プロモーション活動の充実

【現状と課題】

本村の観光入込客数は、コロナ禍の影響により、令和2年は年間49.7万人と前年の72.5万人から大きく減少しましたが、令和6年には74.2万人となり、コロナ禍以前より増加しています。また、小石原焼や高取焼を求めて来村する外国人観光客も見られるようになり、その数も徐々に増加しています。

一方で、令和3年度策定の「東峰村観光アクションプラン」における地域資源の観光的価値を評価する調査結果からは、村内の地域資源の認知度は低いことが明らかになっています。また、本計画策定の際に行った関係団体へのヒアリングでは、「村内の観光情報を知ることができる場所が少ない」、「村の魅力を十分に発信できていない」、「観光客を受け入れるための人材や場所が不足している」、「観光施設の改修や設備更新の必要な建物がある」などの意見がありました。

今後は、一体的な観光振興体制の確立、観光プロモーション活動の推進、新たな観光・交流施設の整備・活用により、集客力の向上と滞在時間の延長を図り、商業や農林業とも連携した経済波及効果の大きい観光業の振興に取り組む必要があります。

【事業】

(1) 観光プロモーション体制の強化

- ①観光情報の一元化による情報発信・情報提供の推進・観光協会等の構築
- ②観光プロモーションの担い手育成

(2) 誘客促進

- ①観光パンフレット、ホームページ、SNS、メディア等を活用した観光情報の発信
- ②旅行業者等との連携による誘客促進

(3) 観光受入体制の整備

- ①観光ボランティアガイド等、住民参画によるもてなしの心の向上
- ②観光・交流施設に加えて飲食店、宿泊施設、農家や商店等との連携による受入体制の充実
- ③駐車場の整備

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 7 観光むらづくりの推進

7-2 着地型旅行商品開発の推進

【現状と課題】

観光資源としては、小石原焼・高取焼、修験にまつわる歴史的遺産、道の駅、棚田のほか、棚田親水公園、キャンプ場といった屋外施設が整備されています。

一方で、令和3年度策定の「東峰村観光アクションプラン」における地域資源の観光的価値を評価する調査結果からは、魅力的な遊び体験のプログラムが少なく体験メニューの拡充が必要なことや、陶芸ブランドの魅力醸成が必要なことなどが明らかとなっています。

これらの観光資源を活かしながら、着地型観光を推進することが課題であり、宿泊地や滞在地としての景観整備、朝倉地域や日田・うきは・田川地域などの周辺の観光地との観光ルートの開発、体験事業の展開による滞在型観光の開発、イベントの実施を進めていく必要があります。

【事業】

（1）地域資源の活用

- ①岩屋湧水の活用推進
- ②JRめがね橋等の近代土木遺産の活用
- ③地域食材活用の推進
- ④地域の観光資源を結ぶテーマ別観光ルートの設定
- ⑤学習や体験を含めた満足度の高いルート設定

（2）体験交流事業の展開

- ①自然・歴史文化・伝統芸能・農村文化・農林業・レクリエーション等をテーマとした体験交流プログラムの策定
- ②既存プログラムの拡充
- ③農家・窯元民泊の推進

（3）イベントの実施

- ①地域の魅力を活かしたイベントの開催
- ②民陶むら祭や、各種祭り等の充実。祭りの集客を活かした他のイベントの実施

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり



施策の柱 8 生活環境の整備

8-1 上下水道の整備

【現状と課題】

●上水道

宝珠山地区では、簡易水道の普及率は93%となっています。今後は水需要の拡大に伴う供給体制等が課題となります。

小石原地域では、簡易水道及び飲料水供給施設で対応しており、両施設を合計した普及率は95%に達しています。

簡易水道は村内に4系統あり集中管理システムを導入しています。飲料水供給施設は3箇所ありますが、配水管の老朽化が著しいため、施設の改良整備や簡易水道への統合を行う必要があります。

●下水道

公共用水域の水質悪化防止のため、家庭の雑排水(し尿、台所、風呂、洗濯排水等)の水質浄化事業として合併処理浄化槽設置事業を計画的に推進しており、令和5年度末で人口に対する普及率は76%となっています。

今後もこの合併処理浄化槽設置事業を推進し、農業用水や河川の水質汚濁を防止し、ホテルが飛び交う魅力的な地域づくりを図っていく必要があります。

【事業】

(1) 上水道の整備

- ①上水道の整備(簡易水道)
- ②水道施設・設備の維持管理

(2) 生活排水処理施設の整備

- ①自然環境を守るための合併処理浄化槽の整備促進

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 8 生活環境の整備

8-2 環境衛生の充実

【現状と課題】

ごみの焼却については、甘木・朝倉・三井環境施設組合にて共同で行っており、施設建設・運営の負担金を支払っています。現在ごみの減量化や、分別収集による再資源化を推進していますが、まだ徹底しているとは言えません。

引き続き、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄の防止などについて住民や観光客に啓発を行い、一人ひとりが衛生的な環境づくりに積極的に参加する意識を高める必要があります。

し尿については、村内にし尿中継槽を設け陸上処理を行っています。自然環境や生態系に配慮した循環型社会の実現を目指して、今後も住民等と一体となって計画的にごみやし尿処理を行う必要があります。

【事業】

(1) ごみ・し尿処理体制の充実

- ①甘木・朝倉・三井環境施設組合による廃棄物処理業務の実施及び施設老朽化への対応
- ②し尿・汚泥処理体制の維持

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

- ①ごみの分別収集の徹底(ペットボトル、古紙、古布、天ぶら廃油等)
- ②住民や活動組織と一体となった取り組みの推進

施策の柱 8 生活環境の整備

8-3 河川保全改修

【現状と課題】

本村は、宝珠山川、小石原川、大肥川の3つの河川が流れ、江川ダムや小石原川ダムに注ぎ福岡都市圏や県南地域の水源としての機能を有しています。

今後は、森林ボランティア活動やイベント等の充実を通じて、本村及び村外下流域の交流と協働により水と緑の保全活動の推進が求められています。

【事業】

(1) 東峰村河川をきれいにする条例に基づく河川浄化の推進

- ①生活排水・事業用排水の浄化
- ②村・村民・事業者・環境美化活動団体等の協働した河川浄化の取り組み

(2) 下流域住民との協働による森林保全活動の推進

- ①イベント等を通じた都市との協働による森林保全
- ②福岡都市圏、県南地域との水を通じた交流事業の推進
- ③森林ボランティアの組織の充実
- ④福岡都市圏や県南地域の住民参画の促進

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 8 生活環境の整備

8-4 自然環境・景観の保全・整備

【現状と課題】

環境省の自然環境保全基礎調査「特定植物群調査」において、小石原の行者杉、小石原の湿原が特定植物群落に選定されており、同じく「巨樹・巨木林調査」でもわかるように、岩屋のオオイチョウ、行者杉などの優れた自然が残されています。この他、谷沿いに展開する棚田は、農地として豊かな農産物を生み出し、水質に優れた宝珠山川、小石原川、大肥川の三つの河川は、筑後川の源流をなしています。

恵まれた自然環境や農村景観を未来に残していくため、本村は、平成24年度に「日本で最も美しい村」連合へ加盟しました。また、平成21年度に「東峰村農村環境計画」を策定し、「自然・文化を活かした交流による活力と心豊かな暮らしのある村」を農村環境の将来像として、環境に配慮した農業農村整備や環境配慮型農業の推進、森林整備の推進等に取り組んでいます。

特に農村景観は、竹地区の棚田に代表される美しい景観を保全するための取り組みとして「棚田景観保全プロジェクト」の中で地域団体や行政と一般社団法人「竹棚田」を設立し、竹地区の棚田や景観の保全に取り組んでいます。今後も、保全の方策について関係者と行政が一体となって検討していく必要があります。また、耕作放棄地については、道路沿いに荒れたままで放置されている場合もあるため、景観上も耕作放棄地を減らす取り組みを関係機関と連携しながら推進する必要があります。

また、本村では、「東峰村地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーとして、木質バイオマスエネルギーの普及推進などについて指針を示しています。これに基づき取組を推進していく必要があります。

【事業】

(1) 生物多様性の確保

- ①環境に配慮した農業農村整備
- ②外来生物の拡散防止
- ③森林整備の推進

(2) 住民参画等による景観づくりの推進

- ①景観形成基本方針や景観条例の制定による景観整備の推進
- ②自然環境と調和した道路や河川景観の再生と保全
- ③棚田などの豊かな農村景観の再生と保全
- ④自然豊かな森林景観の再生と保全
- ⑤花や緑など彩り豊かな景観整備の推進
- ⑥村の自然環境や優れた景観についての情報発信
- ⑦小・中学校等における環境教育の推進
- ⑧地域や各種団体による自然保護活動、環境保全活動、清掃・美化活動の推進・支援

施策の柱 8 生活環境の整備

8-4 自然環境・景観の保全・整備

【事業】

(3) 景観資源の保全整備

- ①ため池の改修
- ②水路・畦畔などの整備
- ③耕作放棄地対策の推進

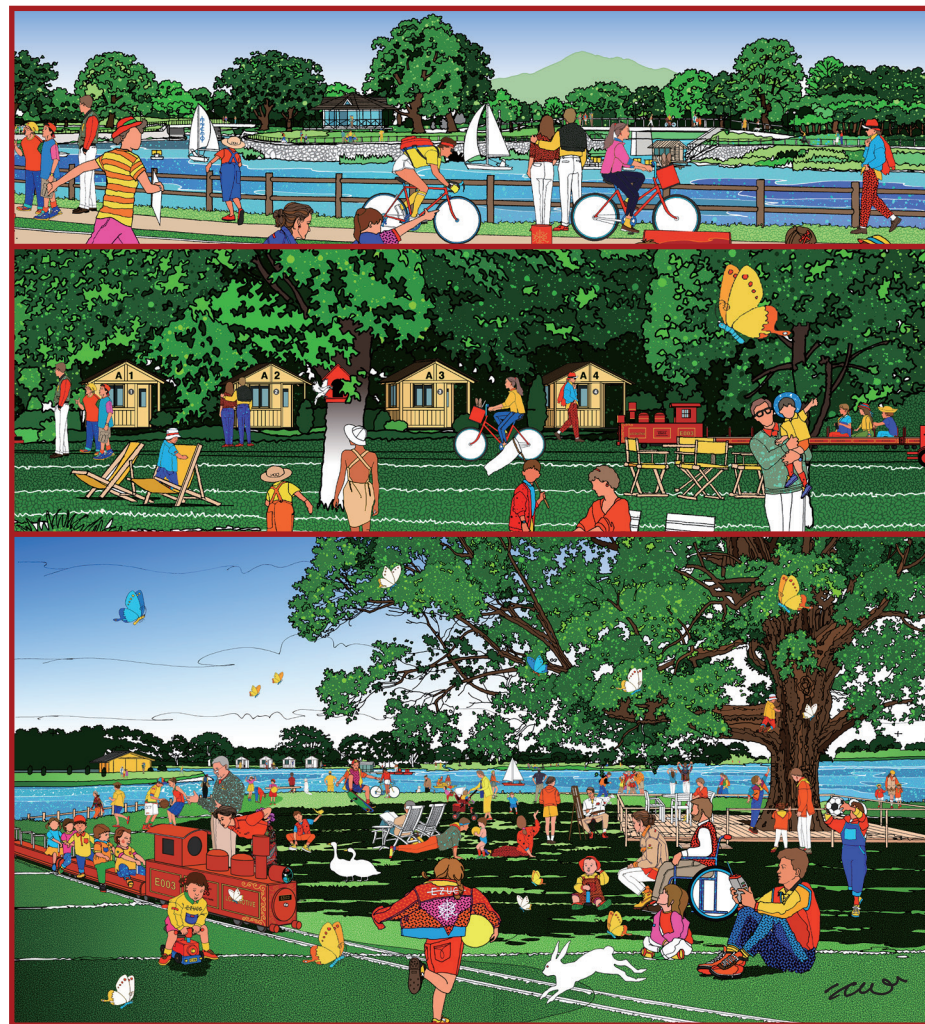
(4) 自然とふれあう場づくりの推進

- ①自然を生かした公園等の整備
- ②親水ゾーンや森林空間の整備促進

(5) 新エネルギーの活用推進

- ①環境や景観を阻害しない太陽光・太陽熱利用
- ②バイオマス※発電・バイオマス熱利用

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源（穀物やもみ殻、木材等）のこと。



*イラストはイメージです。

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり



施策の柱 9 防災・安全対策

9-1 消防体制の充実

【現状と課題】

本村域を管轄する常備消防の甘木・朝倉消防署東出張所が設置されていますが、消防防災の主力は消防団であり、減少に歯止めのかからない団員の確保が今後の大きな課題です。

地域の実情に沿った消防体制の充実を図るため、コミュニティにおける非常備消防(消防団)の体制強化、高齢者等でも扱える消防施設・消防設備の充実等の対策が必要です。

【事業】

(1) 非常備消防体制の充実

- ①消防団員の確保や機能別消防団員制度の活用による非常備消防体制の充実
- ②常備消防との連携強化

(2) 消防施設・消防設備の充実

- ①消防水利、防火施設等の整備

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱 9 防災・安全対策

9-2 防災体制の充実

【現状と課題】

令和2年度に地域防災計画を改定し、地区防災計画をはじめとした自主的な取り組みを進めています。また、避難行動要支援者名簿(個別計画)を策定済みであり、年に2回更新しています。

今後は、これらの活動を各地区に定着させ、防災に関する情報の周知徹底や、避難所等の防災機能の向上など、更なる地域防災力の向上を図る必要があります。

また、地すべりやがけ崩れなどの大規模な自然災害が発生しないよう、保安林機能を強化する森林整備や自然環境に配慮した河川改修に努める等の災害防止対策を推進する必要があります。

【事業】

(1) 自主防災組織の育成・充実

- ①地域防災計画や地域コミュニティ組織に基づく自主防災組織の育成・充実

(2) 防災に関する情報の周知徹底

- ①防災情報収集・伝達システム(G空間情報収集システム、防災行政無線東峰TV)の整備・活用
- ②避難場所の確保、危険箇所等の周知の徹底
(避難経路・標識の整備、防災拠点の整備)
- ③避難行動支援者名簿の更新及び活用
- ④土砂災害危険区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の周知

(3) 避難所等の防災機能の向上

- ①避難所等の防災機能の向上(指定緊急避難場所の機能向上)
- ②災害に強いネットワーク網の充実
- ③地域防災活動への支援
- ④地域防災マップ等による防災力の向上
- ⑤要配慮者に配慮した避難施設の整備

(4) 治山事業の推進

- ①荒廃山地等の復旧・整備
- ②保安林の機能を維持強化するための森林整備
- ③地すべりによる被害の防止
- ④砂防事業の促進
- ⑤河川改修の促進

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱9 防災・安全対策

9-3 交通安全・防犯対策等の充実

【現状と課題】

本村は、山間地域が多いためカーブでの事故や、冬期間の積雪や凍結のためのスリップ事故が多い状況です。交通安全対策に対しては、引き続き、警察や関係機関との連携を強化し、積極的に取り組みを推進していく必要があります。

また、山村部でも犯罪発生が多く見られるようになっていきます。警察や関係機関との連携を密にし、犯罪防止に取り組む必要があります。

人口減少に伴い、村内でも空き家が増加しています。空き家の中には、管理が十分になされていないために、老朽化による倒壊の危険性があるものや、雑草の繁茂やごみ等の不法投棄により、景観、衛生面で問題となるようなものも見られます。空き家等の発生抑制をはじめ、空き家等の適切な管理や、空き家バンク等の活用を促していくとともに、倒壊の危険がある空き家等に適切に対応していく必要があります。

武力攻撃時の緊急事態については、平成18年度に策定した「東峰村国民保護計画」に基づき東峰村国民保護協議会を軸に関係各機関と協力しながら対応する必要があります。

【事業】

(1)交通安全対策の充実

- ①歩道の設置や交差点の改良等、交通環境の整備促進
- ②冬期の凍結、除雪対策の推進、ガードレール、カーブミラー、点字ブロック等の交通安全施設の整備
- ③交通安全施設の整備
- ④交通安全教育や交通安全運動の推進

(2)防犯対策の充実

- ①地域の防犯組織の育成と活動促進
- ②防犯カメラ・防犯灯の整備

(3)特殊詐欺等の相談体制の充実

- ①住民からの相談体制の充実
- ②警察、消費生活センター等との連携強化

(4)空き家等の対策の充実

- ①空き家等の適切な管理の促進
- ②空き家等及び跡地の活用の促進
- ③放置家屋の指導・解体撤去

(5)国民保護体制の充実

- ①東峰村国民保護対策本部体制の充実
- ②自衛隊、警察、消防等の関係各機関との連携強化

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱10 交通・通信体系の整備

10-1 道路・交通の整備

【現状と課題】

●道路

本村の幹線道路は、南北方向に縦断する国道211号とこれに接続する国道500号及び、東西に横断し添田町と朝倉市を結ぶ主要地方道として県道八女香春線があります。国道211号は、筑豊地方から大分県西部、熊本地方を結び大型トラックや乗用車の通行量が多い一方で、歩道が未整備な箇所があるため、歩道整備について、国・県へ強く要請を行っていく必要があります。また、歩道設置が困難な大行司地区等については、徐行・速度制限方策を実施していく必要があります。

国道500号は朝倉市や添田町と本村を結ぶ生活道路であると同時に秋月、英彦山といった観光スポットと本村をつなぐ重要な観光道路です。小石原川ダムの建設により一部の区間は、付け替え道路が新設されていますが、それ以外の区間も幅員が狭い箇所は、関係機関に働きかけ改良を推進する必要があります。

主要地方道八女香春線は、岩屋・竹地区等へのアクセス・産業にとっての基幹道路であり、宝珠山交差点から拡幅改良事業を順次行っていますが、竹地区から斫石トンネル間についても隣接する添田町と連携し、早急な整備が必要です。

幹線道路と集落を結ぶ村道は、逐次改良を行っていますが、未改良、未舗装の道路もあり改良舗装が求められています。また、平成29年7月九州北部豪雨災害により被災を受けた橋梁に加え、老朽化した橋梁についても架替や長寿命化を進める必要があります。

【現状と課題】

●交通

鉄道交通は、本村東部でJR日田

彦山線が運行していましたが、平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害を受け不通となり、令和5年8月より添田駅から日田駅間はBRTによる運行が開始しました。また、バス路線は、西鉄バスが杷木・宝珠山・小石原間を運行していましたが、運転士不足等から、令和7年4月1日で廃止となりました。代替交通として、村が運営する乗合タクシーを活用しています。

村民の移動の利便性を維持・確保するとともに、地域交通をより使いやすいものにするため、令和5年8月より乗合タクシー「のるーと東峰」の運行を開始するとともに、運転免許証を有しない高齢者の外出支援として「タクシー料金」の助成を行っています。

公共交通の維持・充実に向けて、BRTや乗合タクシー等の利用を促進していく必要があります。

【事業】

(1) 本村へのアクセス向上

- ① 国道211号、国道500号、主要地方道八女香春線、その他県道の拡幅等整備

(2) 生活道路の整備

- ① 村内集落間の道路整備
- ② 橋梁等の整備
- ③ 地域住民と一体となった除草・清掃活動等、道路保全、美化活動の推進

(3) 地域公共交通の維持・充実

- ① BRTや乗合タクシー等を活用した交通システムの充実
- ② タクシー料金助成の維持



基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱10 交通・通信体系の整備

10-2 計画的な土地利用

【現状と課題】

本村で最も多いのは、森林・原野で86%となっています。特に、北部地域においては国有林が占める割合が多く、国有地の有効活用も検討しながら計画的な土地利用を推進する必要があります。

農地については、小石原地区でほ場整備された農地もありますが、大肥川、宝珠山川沿いに連なる棚田状の農地がほとんどです。平成29年7月九州北部豪雨災害では川沿いの多くの農地が被災したため、復興計画に基づき農業生産基盤の復旧が進められています。しかしながら、農地の総面積に占める割合は7%程度であり、林地への転用や耕作放棄の増加によって年々減少の傾向にあります。現状や、今後の見通しを踏まえ、農業振興地域内の適切かつ合理的な土地利用を図っていく必要があります。

また、本村の地形は、河川に沿って崖地など急峻な地形が多く、大雨等による土砂災害の恐れがある土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等が指定されています。このため、当該区域を村民に周知を図るとともに、区域内の宅地開発や建築行為を防ぐため県との連携を強化していく必要があります。

【事業】

(1) 土地利用規制等の適正な運用

- ① 農業振興地域内の適切かつ合理的な土地利用を行うための農業振興地域、農用地区域の見直し
- ② 良好な地域環境を創出するため、環境保全条例などの土地利用に関する適切な規制、誘導策の設定
- ③ 土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等における宅地開発、建築行為における規制誘導に関する県との連携

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱10 交通・通信体系の整備 10-3 地域デジタル化の推進

【現状と課題】

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。国は、デジタル社会の実現に向けて、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の活用によるDX基盤の整備等を推進するとともに、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした自治体DXの推進に向けた各種施策に取り組んでいます。

本村では、これまで光インターネット網の活用や村ホームページ、SNS等による情報発信を行ってきました。また、CATVとして東峰TVを開局し、番組制作等を一部委託しながら運営しています。引き続き、村民の日常的な情報入手手段として、更なる活用が求められるとともに、村の最新情報をお届けするため、情報更新を密にする必要があります。

学校教育では、東峰学園において情報活用能力の育成に取り組んでいることから、学習教材の電子化を推進する必要があります。

また、地域情報発信に向けて、生涯学習におけるパソコン教室等のIT学習環境の充実や、商工会と連携し、インターネット販売等の企業における電子化の取組の推進が求められています。

村では、防災行政無線、Lアラート(福岡県防災情報システム)^{※1}、G空間情報収集システム^{※2}などの行政による防災システムを導入しています。また、行政システムでは電子化が推進されていますが、更に自宅で行政手続きができる行政サービスの充実等、デジタル技術活用をより一層進めていく必要があります。

【事業】

(1)多様な情報サービスの提供

- ①地域情報化計画の策定
- ②CATVの活用
- ③CATVやスマートフォン等を活用した医療・福祉サービス提供の促進
- ④CATVやスマートフォン等を活用した行政情報・地域情報の受発信の促進
- ⑤IoT[※]デバイスの活用・普及
- ⑥デジタル化の推進による行政サービスの向上

※IoT：Internet of Thingsの略称。コンピュータ等の情報通信機器だけでなく、自動車や家電、施設など様々な物にインターネットとの通信機能を持たせ、自動制御や遠隔計測等を行うもの。

(2)情報化に対応する人材の育成

- ①学校教育におけるICT[※]教育の充実・深化
(デジタル教科書、電子黒板等の有効活用)
- ②長期休暇や不登校への対応を促す遠隔授業の実施
- ③他地域の児童生徒等との遠隔授業、交流活動
- ④生涯学習としてのICT教育の充実
- ⑤地域情報利活用のための講習会の実施

※ICT：Information & Communications Technologyの略称。インターネット等の情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※1 Lアラート：災害発生時に、自治体等がテレビやインターネット等の多様なメディアを通じて、住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。

※2 G空間情報収集システム：GPS等の位置情報を軸として様々な情報を重ね合わせ地図上に表現したりする情報システムのこと。

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱11 地域の自立促進

11-1 移住・定住促進



【現状と課題】

本村では、平成12年の人口2,948人が令和2年では1,899人となり、20年間で1,000人を超える減少となっています。

今後、更なる人口減少が予想されていることから、これに歯止めをかけ、人口減少をゆるやかにする取り組みが求められています。さらに、これらの取り組みを効果的に推進するために、各分野における定住促進策を連携させ総合的に実施することが必要です。

定住促進においては、世帯分離に伴う住居や村外からの移住のための住宅が必要であり、従来から公営住宅法による低所得者向け住宅や特公賃住宅※を建設してきました。

平成24年度には「東峰村公営住宅等長寿命化計画」の策定を行っており、この計画に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保する必要があります。

また、都市部からの移住を促進するため、宅地や分譲地の整備、空き家情報の提供、相談窓口の設置等に取り組む必要があります。

※特公賃住宅：特定公共賃貸住宅の略称であり、中堅所得者層向けに建設された良質な賃貸住宅のこと。

【事業】

(1) 移住・定住に係る情報提供・相談体制の充実

- ① 田舎暮らし希望者への支援
- ② 相談窓口、移住コーディネーターの積極的活用
- ③ 東峰村応援団制度を活用した交流と移住促進活動の推進
- ④ 定住支援策等の情報提供
- ⑤ 婚活事業への参加促進

(2) 住宅・宅地整備の推進

- ① 公営住宅、若者住宅、バリアフリー住宅など民間活力も含めた多様な住宅整備の推進
- ② 宅地、分譲地の整備

(3) 住宅取得支援

- ① 新規転入者・若者世代の住宅取得等の支援
- ② 空き家バンク等による空き家情報等の一元管理と情報提供、相談窓口の設置、補助制度の設置

(4) 就業支援

- ① 起業家等への支援
- ② 空き家などの活用の推進

(5) 公営住宅の維持管理

- ① 公営住宅の改修(リフォーム・長寿命化等)整備、維持管理

施策の柱11 地域の自立促進

11-2 地域コミュニティ協議会の設立・育成

【現状と課題】

本村は、人口減少と少子高齢化が進行し、若い世代の流出が顕著であり、地域の活力が低下し、住民同士の交流が減少しています。特に、地域の行事や活動への参加者が減少しており、伝統的な文化や習慣が失われつつあることが懸念されます。

その中で、東峰村が村として持続していくためには、住民自らが考え、行動する住民自治の村として、既存の行政区の枠を越えた住民自治組織の設置を具現化していく必要があります。本村は、小石原地域に5行政区、宝珠山地域に10行政区ありますが、今後さらに少子高齢化が進む中で、住民自治を基本とした共助組織としての再編事業に取り組む必要性があり、住民の意向を踏まえて検討する必要があります。

そのために、村民とともに、住民自治に対する住民意識の高揚を図るとともに、地域活動を主体的に行う人材の確保、住民自治の仕組みについての情報提供、活動への参加促進、地域リーダー育成、資金面での援助等について検討し、実施していく必要があります。

また、地域が主体的に活動できるコミュニティ施設の整備や補助的人材の確保、活動財源の確保を図り、地域の主体性を尊重し、行政と地域が連携し、地域主導によるむらづくりを進めていく必要があります。

さらに、地域活動の中から生まれてくる交流ビジネス等、新たなコミュニティビジネスを育成していくことも必要です。

【事業】

(1) 住民自治意識の高揚

- ①地域コミュニティ協議会設立に向けた、住民と行政の協働の促進及び意識啓発
- ②各地区における住民と行政の協働や住民自治についての検討委員会の開催
- ③地域コミュニティ協議会の設立に向けた各地区検討委員会での情報提供

(2) 住民自治組織の充実

- ①公民館・集会所等のコミュニティ活動拠点の充実
- ②地域コミュニティ協議会の設立、育成

(3) 地域人材の育成

- ①あらゆる世代の地域活動への参加促進
- ②若年層や小・中学生を対象とするリーダーの意識づくり
- ③IJUターン者など、人材確保の促進による地域マンパワーの向上

(4) 地域間交流の推進

- ①日本で最も美しい村連合をベースとした地域間交流
- ②姉妹都市の提携推進及び被災地等との連携

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱12 効率的な行財政運営

12-1 行政サービスの高度化

【現状と課題】

村が抱える課題や社会情勢、村民ニーズの変化、今後、ますます専門化・高度化が進むことが予測される行政ニーズに対応するため、組織・機構の見直しを適宜行う必要があります。

また、職員サービスの質的向上を図るため、各分野における専門性の高い職員の育成・確保に努める必要があります。

さらに、本村だけに留まらない魅力的な圏域づくりと、広域行政による事務効率化に向けて、あらゆる分野での広域的な共同事業の開発、推進を図る必要があります。

【事業】

(1) 効率的な行政組織づくりの推進

- ① 効率的な組織・機構づくりの推進

(2) 専門性の高いサービスの提供

- ① 外部人材の活用を含めた専門的知識を持つ職員の育成・確保
- ② 施策内容に対応したプロジェクトチーム等の結成による新たなサービスの開発

(3) 広域行政の推進

- ① 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等との連携による広域行政の推進



12-2 財政運営の効率化

【現状と課題】

本村の財務状況は、赤字等は発生しておらず、また将来想定されている負担にも備えがある状況です。しかし、村債(借金)は増加傾向にある一方、基金(貯金)は横ばいで推移しています。

厳しい財政状況に対応するため、行政コストの削減や民間委託の推進等、歳出の抑制に努めるとともに、産業政策や定住促進策による税収の維持、新しい財源の検討等歳入の確保を図る必要があります。

また、権限譲渡にともなう国から地方への税源移譲など、国の方針も見据えた計画的な財政運営を行う必要があります。

【事業】

(1) 財政計画に基づく事業推進

- ① 統一的な基準による財務書類の作成と周知
- ② 統一的な基準による財務書類を活用した財政運営

(2) 財政基盤の充実

- ① 受益者負担等の見直しと適正化の促進
- ② 老朽化した公共施設について、計画的な統合・除却更新
- ③ デジタル技術の活用等による行政コストの削減
- ④ 民間委託の推進による効率化・経費の削減